

男女の賃金差異の情報の公表

事業年度 2022年度
計算期間 2022/5/1 ～ 2023/4/30

1日の所定労働時間 7.75

| 区分 | 男女の賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合) |
|----------|--------------------------------|
| 全労働者 | 75.68% |
| 正社員 | 73.36% |
| パート・有期社員 | 98.07% |

- ※男女差異: 男性の賃金に対する助成の賃金の割合
- ※正社員: 役員、社外への出向者を除く
- ※パート・有期社員: 契約社員、アルバイト、パートが該当

以下を基に平均年間賃金を算出している

- ①給与: 通勤交通費を除いた課税支給額の年間合計
- ②賞与: 課税支給額の年間合計
- ③総賃金計: ①+②
- ④人数
 - Ⓐ正規雇用: 課税支給額発生月を1人カウントした年間延べ人数を12で除した人数
 - Ⓑ非正規雇用: 課税支給発生月の非正規雇用者の年間総労働時間を年間所定労働時間で除して換算した人数
- ⑤年間平均賃金: ③÷④

■差異についての補足

- ・パート労働者の男女の賃金差異は時給の決定要因に男女差はなく、結果としても差異は見られない。
- ・正社員の男女の賃金差異については、男性社員の比率(80.1%)が高いこと、男性社員の平均勤続年数が長いことから、役職者の男性比率(94.5%)が高い傾向にあることに起因している。
- ・キャリアパス上において、男女差の格差は当然ない。
- ・女性活躍推進の観点から、女性社員の採用をすすめ、女性社員比率をあげ、育成に力を入れている。
- ・実績としては、女性の店長以上の役職者の育成を進めており、2022/7～店長4名、ライン長(工場)4名の育成をしており、今後も推進している。
- ・別途、女性のマネージャー(課長職クラス)も在籍している。
- ・一般職から、役員になった女性がいるが、上記分母から外れている。